# 越谷市分別収集計画 (第10期)

令和4年6月

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項	第2
	号)	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に	.係る
	分別の区分(法第8条第2項第3号)	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2	! 条
	第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2	条第
	6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7	号)

#### 1 計画策定の意義

安全で快適な生活環境と健全な経済発展を長期的に維持していくためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルから転換を図り、環境負荷の少ない低炭素・循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していく ことが重要である。

本市では、ごみ減量に関する普及啓発活動やリサイクル活動への支援、収集品目の対象範囲の拡大など、さまざまな施策を展開し、ごみ排出量の抑制と資源物の回収に努めてきた。

しかしながら、世界的に課題となっている地球温暖化や海洋プラスチックのごみ問題等の解決に向けて、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月に施行されるなど、更なるごみの減量・資源化が求められている。本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の4R(リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ)を推進するための市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用等が図られ、 持続可能な循環型社会の形成を図る。

#### 2 基本的方向

循環型社会の形成を図るため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を分担し、三者協働で容器包装廃棄物の排出抑制と資源化に取り組むものとする。

#### (1) 市民の役割

市民は、「すぐごみとなるようなものは求めない」「再利用可能なものは繰り返して使う」などのライフスタイルに転換し、ごみの排出抑制に努める。また、地域の団体が実施する集団資源回収に積極的に参加、協力する。資源物の分別など行政が行う施策に協力し、ごみをきちんと分別して、リサイクルを推進する。

#### (2) 事業者の役割

事業者は、事業活動から生じたごみは、その処理責任が自らにあることを認識し、 ごみの減量・リサイクルに努め、商品の開発から製造、加工、販売に際して、過剰包 装の自粛などごみとなるものを可能な限り出さないように十分配慮した事業活動に転 換する。また、再生品、再生資源の積極的な使用に努め、自らが製造、販売した製品 や容器等の回収ルートを確保し、リサイクルの確立に努める

#### (3) 行政の役割

行政は、ごみの減量・資源化などに関する情報提供を行うとともに、市民の安全で

快適な生活環境を確保するため、分別収集の徹底や市民や事業者が実施するリサイクル活動の支援など、あらゆる施策を策定、実施してごみの減量・資源化に努める。

#### 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

#### 4 対象品目

本計画では、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、ペットボトル、段ボール、白色トレイを対象とする。 なお、本計画では容器包装廃棄物の各名称について、以下のように名称を統一して使用することとする。

容	器包装廃棄物の種類	名 称
主	としてスチール製の容器	スチール缶
主	としてアルミ製の容器	アルミ缶
	としてガラス製の容器(ほうけい酸ガラス製のもの及 乳白ガラス製のものを除く。)	
	(無色のガラス製容器)	無色ガラスびん
	(茶色のガラス製容器)	茶色ガラスびん
	(その他のガラス製容器)	その他ガラスびん
主	として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするた	紙パック
め	の容器(原材料としてアルミニウムが利用されている	
\$ (	のを除く。)	
主	として段ボール製の容器	段ボール
主	として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装
主	としてポリエチレンテレフタレート製の容器(飲料、	ペットボトル
しし	ょうゆ等を充てんするためのもの。)	
主	としてプラスチック製の容器包装であって上記以外の	プラスチック製容器包装
\$ (	$\mathcal{D}$	
	白色の発泡スチロール製食品トレイ	白色トレイ

#### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	18, 306 t	18, 266 t	18, 209 t	18, 143 t	18, 070 t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2 項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に 当たっては、市民、事業者、行政の三者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・ 連携を図りつつ協働で推進する。

#### ① 市民による減量・リサイクルの推進

ごみ減量と資源の有効活用につながる市民の自主的な活動である集団資源回収事業に対して補助金を交付し、活動への支援を行う。また、ごみの排出抑制や分別排出に向けた取り組みに関する情報提供など、減量・リサイクルのための普及啓発活動を推進する。

#### ② 事業者による減量・リサイクルの推進

ごみの発生・排出を抑制するため、生産者や小売業者等に対して、過剰包装や使い捨て商品の生産・販売の抑制、リターナブル容器や詰め換え製品の普及啓発を促進していくこととする。また、事業者による自主的な資源回収を促進するため、民間の再生事業者への委託等の指導を行う。

#### ③ 行政によるごみ減量・リサイクルの推進

正しいごみの排出方法の周知徹底や、家庭で実行可能なごみの減量方法の啓発を行うとともに、ごみに関する地域のアドバイザーとなる廃棄物減量等推進員との連携を図る。また、リサイクルプラザ啓発施設を活用して、ごみの減量・リサイクルの教育啓発活動を行う。

# 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収 集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

住民負荷の低減、収集運搬の効率性、住民への情報提供、選別施設の設備状況及び本市 における諸計画を総合的に勘案し、分別収集を行う容器包装廃棄物の種類及び分別区分を 次表のとおり定める。

分別収集をする容器 包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	
スチール缶	缶	
アルミ缶 無色ガラスびん		
茶色ガラスびん	びん	
その他ガラスびん		
紙パック	古紙類(紙パック)	
段ボール	古紙類(段ボール)	
ペットボトル	ペットボトル	
白色トレイ	白色トレイ	

### 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法 第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

	5年	F度	6年	- 度	7年	- 度	8名	F度	9 年	F度
スチール缶	スチール缶 289t		288t		287t		287t		286t	
アルミ缶	53	35t	534t		533t		532t		531t	
	(合	計)	(合計)		(合	·#+)	(솓	計)	(合計)	
無色ガラスびん	84	14t	84	2t	84	0t	83	38t	83	37t
無色カラへびん	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0t	844t	0t	842t	0t	840t	0t	838t	0t	837t
	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(술	計)	(合	計)
サムギニマバノ	58	36t	58	5t	58	4t	58	33t	58	81t
茶色ガラスびん	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0t	586t	0t	585t	0t	584t	0t	583t	0t	581t
	(合	計)	(숌	計)	(合	計)	(슫	計)	(合	計)
えの(4) ギニコポノ	45	6t	45	5t	45	i4t	45	3t	45	52t
その他ガラスびん	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0t	456t	0t	455t	0t	454t	0t	453t	0t	452t
紙パック	5	7t	5	7t	5	7t	5	7t	5	7t
段ボール	3,2	76t	3,2	3,269t 3,261t 3,254t		54t	3,247t			
	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(솓	計)	(合	計)
<b>红制索思与壮</b>	C	)t	C	)t	C	)t	(	)t	(	)t
紙製容器包装	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	(合	計)	(숌	計)	(合	<b>計</b> )	(슫	計)	(合	計)
ペットボトル	97	76t	97	'4t	97	'2t	97	70t	96	38t
ヘットルトル	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0t	976t	0t	974t	0t	972t	0t	970t	0t	968t
	(合	計)	(숨	計)	(合	<b>計</b> )	(솓	計)	(合	計)
 その他プラスチック	1	6t	1	6t	10	6t	1	6t	1	6t
一ての他ノラステック	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	16t		16t		16t		16t		16t	
	(合	計)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
(こと 白色しょう)	1	6t	16t		16t		16t		16t	
(うち白色トレイ)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	16t		16t		16t		16t		16t	
合 計	7,0	35t	7,0	20t	7,0	04t	6,9	90t	6,9	75t

# 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法 第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、直近年度(令和 3 年度)の品目別資源化量の実績に令和 5 年度から令和 9 年度までの各年度の人口変動率を乗じたものとする。

なお、各年度の人口予測は、「第5次越谷市総合振興計画」における将来人口の基礎データを基にした推計値である。

5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
345, 509 人	344,738 人	343,666 人	342, 428 人	341,038 人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
99. 93%	99. 78%	99.69%	99.64%	99. 59%

# 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用し、下記のとおりとする。

分別収集する 容器包装廃棄物の種 類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階
スチール缶 アルミ缶	資源物(缶)		越谷市リサイ クルプラザ 民間業者
無色ガラスびん 茶色ガラスびん その他ガラスびん	資源物(びん)	市による定期収集住民団体による集団回収	越谷市リサイ クルプラザ 民間業者
紙パック	資源物 (古紙類・紙パック)	市による定期収集 住民団体による集団回収	民間業者
段ボール	資源物 (古紙類・段ボール)	市による定期収集 住民団体による集団回収	民間業者
ペットボトル	資源物 (ペットボトル)	市による定期収集	民間業者
白色トレイ	資源物(白色トレイ)	市による定期収集	越谷市リサイクルプラザ

# 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

分別収集する 容器包装廃棄物 の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール缶アルミ缶			パッカー車	越谷市リ サイクル プラザ
無色ガラスびん 茶色ガラスびん その他ガラスび ん	ガラスびん <u>資源物(びん)</u>		平ボディ車	越谷市リサイクルプラザ
紙パック	資源物 (古紙類・紙パック)	ひも束ね	平ボディ車	民間業者
段ボール	資源物 (古紙類・段ボール)	ひも東ね	平ボディ車	民間業者
ペットボトル	資源物 (ペットボトル)	プラスチックコンテナ	パッカー車	民間業者
白色トレイ	資源物(白色トレイ)	プラスチックコンテナ	平ボディ車	越谷市リサイクルプラザ

#### 中間処理施設

施 設 名	越谷市リサイクルプラザ	
形式及び処理能力	不燃ごみ・不燃性粗大ごみ	25.6t/日
	びん類	15.2 t/日
	<b></b>	8. 0 t/日
	可燃性粗大ごみ	2.8 t/日
	危険物	O. 4 t/日
年間処理量	6,408.6t/年(令和3年実績)	

# 12 その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)

- ・ 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を開催し、 ごみ減量やリサイクルの推進体制を整備する。
- ・ 自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、各自治会に廃棄物減量等推進員を配置 する。
- ・ 自治会等の市民団体による集団資源回収を促進するため、奨励金制度を継続する。
- ・ 事業活動に伴う容器包装の自主的な回収と資源化の指導を行う。